

新型コロナウイルス感染症による収入減少があった場合の授業料免除等の特例措置

令和2年度に引続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症による収入減少があった場合の授業料免除等の特例措置を実施いたします。

以下の要件に該当する場合は、その旨を経済支援係にその旨をご連絡ください。
ご相談いただいた状況により、修学支援新制度(JASSO 給付奨学金(家計急変))や授業料免除等、申請可能な制度をご案内いたしますので、**まずはご相談下さい。**

(1) 該当要件

国や地方公共団体により、新型コロナウイルス感染症に係る公的支援の受給証明書を受けた場合、または家計急変後の世帯全体の収入・所得が令和元年分(平成31年1月1日～令和元年12月31日分)もしくは令和2年分(令和2年1月1日～12月31日分)の所得課税証明書と比較し1/2以下になった場合(給与所得者は収入額、給与外所得者は所得額で計算します)

※該当する公的支援の例

(制度名)

(主な実施機関)

緊急小口資金 総合支援資金(生活費) 社会福祉協議会
国税・地方税の納付猶予 国税庁、地方公共団体
危機対応融資 商工組合中央金庫

該当する支援は、その他にもございますので、下記リンクに掲載している公的支援の例をご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

※家計急変後の世帯全体の収入・所得は、事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等)の直近三ヶ月分を4倍したものとしてください。

※上の要件に該当した場合でも、元々の所得額が高い場合等においては特例措置の対象にならない場合があります。あらかじめご承知おきください。

(2) 受付期間 随時受け付けます。

(3) 連絡先・連絡内容

※見落としのないようするため、下記の題名にてお願いします。

連絡先 学生課経済支援係 keizai-k@office.uec.ac.jp
題名 (Subject) 新型コロナウイルス感染症による収入減少相談
連絡いただきたい内容 ・ 学籍番号
・ 氏名
・ 電話番号
・ メールアドレス
・ 公的支援の受給証明書の内容
又は
・ 令和元年分または令和2年分の世帯全体の収入額・所得額及び直近三ヶ月分の収入額・所得額